

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-296489
(P2005-296489A)

(43) 公開日 平成17年10月27日(2005.10.27)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
A63F 7/02	A63F 7/02 334	2C088
G06K 17/00	A63F 7/02 326Z	5B035
G06K 19/073	A63F 7/02 328	5B058
G06K 19/10	G06K 17/00 T	
	G06K 19/00 P	

審査請求 有 請求項の数 9 O L (全 16 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2004-120066 (P2004-120066)	(71) 出願人	390031772 株式会社オリンピア 東京都台東区東上野2丁目11番7号
(22) 出願日	平成16年4月15日 (2004.4.15)	(74) 代理人	100079119 弁理士 藤村 元彦
		(72) 発明者	石井 義郎 東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア内
		Fターム(参考)	2C088 BC45 BC47 CA08 EA10 5B035 AA15 BA02 BB09 BC00 CA01 CA23 CA38 5B058 CA17 CA27 KA33 YA13

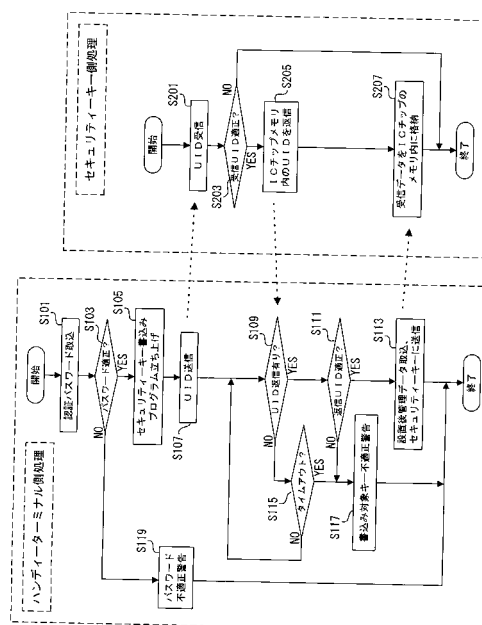
(54) 【発明の名称】 遊技機のセキュリティー管理システム

(57) 【要約】

【課題】 特殊な形状、及び構造を有する封緘具を用いて、遊技機及びこれに内蔵される電子回路ユニットの設置状態を管理するセキュリティー管理システムを提供する。

【解決手段】 遊技機毎に設けられており、データ記憶用のメモリーを含むICチップを内蔵して遊技機毎に固有の設置後管理データを含むデータの書き込み及び読み出しが自在のセキュリティーキーと、同セキュリティーキーとの間で前記データの授受を行うハンディターミナルと、同ハンディターミナルとの間で前記ICチップ毎に書き込まれたデータの授受を行うコンピュータと、通信ネットワークを介してコンピュータとの間で前記ICチップ毎に書き込まれたデータの授受を行って、上記セキュリティーキーが設けられた遊技機の各々を集中して管理するデータサーバーと、を用いて遊技機のセキュリティー管理システムを構成する。

【選択図】 図4



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

遊技機毎に設けられており、データ記憶用のメモリーを含む IC チップを内蔵して前記遊技機毎に固有の設置後管理データを含むデータの書き込み及び読み出しが自在のセキュリティーキーと、

前記セキュリティーキーとの間で前記データの授受を行うハンディターミナルと、

前記ハンディターミナルとの間で前記 IC チップ毎に書き込まれたデータの授受を行うコンピュータと、

通信ネットワークを介して前記コンピュータとの間で前記 IC チップ毎に書き込まれたデータの授受を行って、前記セキュリティーキーが設けられた遊技機の各々を集中して管理するデータサーバーと、を含むことを特徴とする遊技機のセキュリティー管理システム。

10

【請求項 2】

前記ハンディターミナルは、前記セキュリティーキーとの間でその双方に固有の認証コードを介して相互認証を行いつつ、前記セキュリティーキーに内蔵される IC チップへのデータの書き込み、若しくは前記 IC チップからのデータの読み出しを行うことを特徴とする請求項 1 に記載のセキュリティー管理システム。

【請求項 3】

前記ハンディターミナルは、前記コンピュータとの間でその双方に固有の認証コードを介して相互認証を行いつつ、前記セキュリティーキー毎の設置管理後データを前記コンピュータに書き込み、若しくは前記コンピュータに書き込まれた前記データを読み出すことを特徴とする請求項 1 に記載のセキュリティー管理システム。

20

【請求項 4】

前記コンピュータは、前記データサーバーとの間でその双方に固有の認証コードを介して相互認証を行いつつ、前記セキュリティーキー毎の設置管理後データを前記データサーバに書き込み、若しくは前記データサーバーに書き込まれた前記データを読み出すことを特徴とする請求項 1 に記載のセキュリティー管理システム。

【請求項 5】

前記ハンディターミナルは、

前記 IC チップへ書き込まれた設置管理後データ若しくは前記コンピュータから読み出した設置管理後データを前記セキュリティーキー毎に記憶する記憶手段と、

相互認証の確認されたセキュリティーキーの IC チップから読み出した設置管理後データと前記コンピュータから読み出して前記記憶手段に記憶された設置管理後データとを照合する照合手段と、を含むことを特徴とする請求項 1 に記載のセキュリティー管理システム。

30

【請求項 6】

前記設置後管理データは、前記遊技機の各々について少なくともその属性表示データ、及び設置場所データを含むことを特徴とする請求項 1 に記載のセキュリティー管理システム。

【請求項 7】

前記 IC チップは、一旦書き込まれたデータの変更、及びデータの再書き込みを禁止する構成を有することを特徴とする請求項 1 に記載のセキュリティー管理システム。

40

【請求項 8】

前記セキュリティーキーは、前記遊技機に係着することで該遊技機から取り外しができない構造を有することを特徴とする請求項 1 に記載のセキュリティー管理システム。

【請求項 9】

前記セキュリティーキーは、前記 IC チップを把持する基体を破断することによって該セキュリティーキーに係着された遊技機から取り外すことが可能であり、前記基体の破断によって該セキュリティーキーに内蔵される IC チップが破壊されることを特徴とする請求項 8 に記載のセキュリティー管理システム。

50

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、各地の遊技場に設置される遊技機のセキュリティー管理システムに関する。

【背景技術】

【0002】

近年におけるエレクトロニクス技術の発達により、パチンコやパチスロ機などの遊技機の性能は高機能化しており、新たな機能を有する多数の遊技機が極めて短期間の内に、全国各地のパチンコ店やゲームセンター等の遊技場に供給されている。これらの遊技機には、そのゲーム動作を制御する中枢部品であるマイクロプロセッサ、メモリー等の電子部品が実装された電子回路ユニットが内蔵されている。それ故、これらの遊技機が一旦、遊技場のホールなどに設置された後は、設置された遊技機の台間での電子回路ユニットの移動、或いは、同ユニット内の部品交換や不正回路との入れ替えなどの不正行為を厳重に防止する必要がある。

10

【0003】

従来、かかる不正行為の防止対策として、例えば、特許文献1に示されるような、遊技機筐体のフレーム（台枠）と、上記の電子回路ユニットとを特殊な封緘具を用いてカシメを施して双方を固着させる方式が採用されていた。

【0004】

しかしながら、従来のカシメ方式による固着に用いられる封緘具は、比較的模造が容易であり、その真贋の判定には時間を要する場合が多い。それ故、封緘具が本物であるのか、或いは偽造されたものであるのかを、実際に遊技機が設置された現場で判断することは極めて難しく不正行為の摘発が困難であった。

20

【0005】

また、かかる封緘方式の不完全さから、遊技場に設置された後の遊技機に内蔵される電子回路ユニットの設置状況を正確に把握して、広域における遊技機のセキュリティー管理を厳格に行うことは極めて難しかった。

【特許文献1】特開2002-282415号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

30

【0006】

本発明は、このような問題を解決するために為されたものであって、特殊な形状、及び構造を有する封緘具（以下“セキュリティーキー”と称する）を用いて、遊技機及びこれに内蔵される電子回路ユニットの設置状態を管理するセキュリティー管理システムを提供する。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、遊技機のセキュリティー管理システムであって、遊技機毎に設けられており、データ記憶用のメモリーを含むICチップを内蔵して前記遊技機毎に固有の設置後管理データを含むデータの書き込み及び読み出しが自在のセキュリティーキーと、前記セキュリティーキーとの間で前記データの授受を行うハンディターミナルと、前記ハンディターミナルとの間で前記ICチップ毎に書き込まれたデータの授受を行うコンピュータと、通信ネットワークを介して前記コンピュータとの間で前記ICチップ毎に書き込まれたデータの授受を行って、前記セキュリティーキーが設けられた遊技機の各々を集中して管理するデータサーバーと、を含むことを特徴とする。

40

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

【実施例】

【0009】

先ず、電子的な封緘具であるセキュリティーキー（以下、単に“キー”と言う）につい

50

て説明する。キーは、通常のＩＣカードと同様にデータの書き込み及び読み出しが自在なメモリーを含むＩＣチップを内蔵している。このＩＣチップには、その他にも、例えば、キー外部のハンディターミナルとの間でデータの送受信を行う無線通信回路やアンテナ回路、及びチップ全体を制御するマイクロプロセッサ等が含まれている。

【 0 0 1 0 】

図 1 に、ＩＣチップのメモリー内に記憶されるデータ構成の一例を示す。図 1 において、ブロックナンバー 1 乃至 3 のエリアは、ＩＣチップ毎に固有のユニーク番号である UID 1 ~ 7 や、その他のキー製造時における管理データが書き込まれるエリアである。これらの管理データは、キーの製造時にその製造メーカーによって書き込まれるものであり、一旦書き込まれた番号等を後に改変することはできない。また、後述する遊技機管理機構を管理運営する管理事業者の本店データベース上において、かかるユニーク番号が一括して管理されるものとする。

10

【 0 0 1 1 】

ブロックナンバー 4 の遊技機製造メーカーコードは、キーの出荷時（販売時）に管理事業者（販売者）によって書き込まれるものであり、キーが装着される遊技機の製造メーカーを表すものである。なお、一度書き込まれた当該コードは、所定の方法によりロックされてその後に変更することはできない。

【 0 0 1 2 】

ブロックナンバー 5 乃至 1 0 の各コードは、キーが装着された遊技機が遊技場のホール等に設置されるときに、上記の管理事業者によって書き込まれるデータであり、一旦書き込まれたデータは、所定の方法でロックされてその後に変更することはできない。

20

【 0 0 1 3 】

なお、図 1 に示されるＩＣチップメモリー内のデータ構成は、一つの事例を表すものに過ぎず、本発明の実施がかかる事例に限定されるものでないことは言うまでもない。

【 0 0 1 4 】

次に、本発明による遊技機のセキュリティー管理システムについて、パチンコやパチスロ機などの遊技機に上記のキーが装着されて、それに基づくセキュリティー管理が為されるまでを時系列的に説明する。

【 0 0 1 5 】

先ず、遊技機の製造メーカーは、キーを一括して管理する管理事業者から、ＩＣチップ固有のユニーク番号（以下、単に“UID”と言う）や遊技機製造メーカーコード等のデータ（図 1 のブロックナンバー 1 乃至 4 のデータ）が既に書き込まれたキーを購入する。そして、自社で製造した遊技機を各地の遊技場に出荷する際に、これらのキーを出荷される遊技機毎に装着する。なお、遊技機単体が全国各地の遊技場に出荷された後、現地において、製造メーカー、或いは管理事業者の監督の下に遊技機へのキーの装着を行うようにしても良い。

30

【 0 0 1 6 】

キーが遊技機に装着された状態を図 2 に示す。同図において、セキュリティーキー 3 0 の基体は、円筒軸状の軸部 3 1、軸部に対して放射方向に設けられた可撓性を有する矢羽翼状の係止片 3 2、操作ツマミ部 3 4、及び軸部と操作ツマミ部とを連結する切断部 3 3 から成っている。操作ツマミ部 3 4 には、例えば、ヘリカルアンテナ等の高周波受信アンテナが内蔵されており、また、切断部 3 3 の付近には軸部 3 1 に把持される形で上記のＩＣチップが内蔵されている。

40

【 0 0 1 7 】

遊技機フレーム 1 1 は、パチンコやパチスロ機等の遊技機の台（フレーム）であり、例えば、釘等が設けられた着脱自在な制御 ROM 付きの遊技機盤を含む構成であっても良い。また、電子回路ユニット基台 2 1 は、遊技機のゲーム動作を総括制御する電子回路ユニット 2 0 を担持する部分であり、遊技盤の背面に固定され、電子回路基板が実装された回路基板ケース 2 2 を支持すると共に、玉排出通路等を備えた遊技機の本体機構を含む構成であっても良い。なお、遊技機フレーム 1 1 の制御 ROM と、電子回路ユニット基台 2 1

50

の電子回路基板との間は、コネクタ及びケーブルを介して接続されている。

【0018】

キー30は、遊技機フレーム11及び電子回路ユニット基台21の双方を貫通する開孔部に、その軸部31を挿通することによって遊技機に装着される。キー30の係止は、係止片32の可撓性による部材変形のみを利用して行うようにしても良いし、或るいはキー30の挿通後、軸部31を回転軸としてキーを1/4乃至1/2回転させ、係止片32と開孔部との位置関係の変化を利用して行うようにしても良い。なお、係止片32の形状や、軸部31への取付位置、或いはその取付数等の条件に関しては、図2の記載に限定されるものではない。

【0019】

キー30が一旦、遊技機に装着されると係止片32の作用によって、キー30、遊技機フレーム11、及び電子回路ユニット基台21の三者が固着される。図2からも明らかな如く、キー30の基体は、その切断部33において極端に括れている。それ故、キー装着後に、操作ツマミ部34を掴んで遊技機に装着されたキーを無理に引き抜こうとすると、切断部33にストレスが加わりキー30が同部分において破断される構造となっている。上述の如く、ICチップは、かかる切断部33に埋設内蔵されており、ICチップ自体は脆弱なシリコン基板、或いはセラミック基板で構成されているため、キー30の基体が切断部33の近傍で破断されると、それに伴ってICチップも同時に破壊される。

【0020】

以上に説明した如く、キーが一旦遊技機に装着されると、キーに内蔵されているICチップを破壊しない限り、遊技機からキーを取り外せない構造となっている。また、遊技機におけるキーの装着位置は、遊技機のフレームに、同遊技機に内蔵される電子回路ユニットが係止される位置に設けられている。したがって、遊技機に装着されたキーを破断して、キーに内蔵されたICチップを破壊しない限り、遊技機フレームから電子回路ユニットを取り外すことができない。

【0021】

次に、キーが装着された遊技機が遊技場に据え付けられるとき（以下、“据付検査時”と言う）の処理を説明する。

【0022】

かかる据付検査時に、管理事業者の検査員が操作するハンディターミナルによって、キーのICチップに図1のブロックナンバー5乃至10のデータが書き込まれる。据付検査時におけるハンディターミナルからキーへのデータ書込みの概念を図3に示す。

【0023】

図3において、遊技機10は、例えば、パチンコやパチスロ機等の遊技機を表している。電子回路ユニット20は、遊技機10におけるゲーム動作全体を総括制御する部分であり、遊技機10のフレームにキー30によって係止されている。キー30は、前述の如く、メモリー等の各種の電子回路を含むICチップを内蔵している。

【0024】

一方、図3のハンディターミナル40（以下、単に“ターミナル40”と言う）は、例えば、ブルートゥース(Bluetooth)やIEEE802規格等の微弱ないし小電力の電波を利用して、キー30に各種のデータを送信し、或いはキー30から所定のデータを受信する携帯端末装置である。ターミナル40は、キーボードやディスプレイパネル、内部メモリー回路、上記の無線送受信回路、及び各部の制御回路などの各種回路（何れも図示せず）を含んでいる。

【0025】

ターミナル40からキー30へのデータの書込み処理を、図4のフローチャートに基づいて説明する。なお、図4の左側の破線に囲まれた部分がターミナル40における動作を示すものであり、その右側の破線に囲まれた部分がキー30の動作を示すものである。

【0026】

先ず、検査員は、ターミナル40の電源投入により同ターミナルを立ち上げると、その

10

20

30

40

50

キーボードを介して認証パスワードを入力する。認証パスワードとしては、例えば、ハンディターミナル毎に固有に設定されたハンディターミナル番号を利用するようにしても良い。なお、かかるハンディターミナル番号も上記事業者によって一括して管理が為されるものとする。また、ハンディターミナル番号以外にも、例えば、ハンディターミナルを操作する検査員について、各個人毎に所定のパスワードを更に設けるようにしても良い。これらのパスワードを設けることによって、例えば、第三者が不正にハンディターミナルを入手した場合でもその操作ができない仕組みとなる。

【0027】

図4のステップS101でターミナル40に認証パスワードが取り込まれると、次のステップS103において、かかるパスワードのチェック処理が為される。チェックの結果、パスワードが不適正であると判定されたときは、ステップS119に移行して、ターミナル40から警報音、或いは警報表示を伴う警告出力が為され、それ以降のターミナル40へのアクセスは禁止される。

10

【0028】

一方、ステップS103でパスワードが適正であると判定された場合、次のステップS105において、キー30にデータを書き込むアプリケーションプログラムの立ち上げ処理が実行される。これによって、ターミナル40の無線通信回路等の各回路の機能が活性化されキー30へのデータ送信が可能となる。

【0029】

据付検査時においてターミナル40は、据付検査の対象とされる遊技機10、及びそれに装着されたキー30の履歴を当然に把握しており、ターミナル40の内部メモリーには、据付検査の対象とされる各々のキー30の内蔵ICチップに書き込まれたUIDが予めストアされている。ステップS105の立ち上げ処理が完了すると、ターミナル40は、ステップS107で据付検査の対象とされるキー30に対し、当該キーに相当するUIDを内部メモリーから抽出してこれを送信する。

20

【0030】

一方、キー30の側では、ステップS201でターミナル40から送信されたUIDを受信すると、次のステップS203において受信したUIDが適正であるか否かを判定する。具体的には、キー30は、受信したUIDと、ICチップ内メモリーのブロックナンバー1乃至2のエリアに出荷時に書き込まれたUIDとを比較・判定する。

30

【0031】

ステップS203において、受信したUIDが不適正、つまり両者が不一致であると判定された場合、キー30はそれ以降の動作を中止する。なお、この場合に、例えば、ターミナル40に、UIDが不適正である旨の通報を行うようにしても良いし、或いは、キー30に設けられた何らかの表示手段に、UIDが不適正である旨を表示させるようにしても良い。一方、ステップS203において、受信したUIDが適正、つまり両者が一致したと判定された場合は次のステップS205に進み、キー30は、ICチップに書き込まれていたUIDをターミナル40に返信する。

【0032】

一方、ターミナル40は、上記のステップS107でキー30へのUID送信を行った後、ステップS109に進み、キー30からUIDの返信が有るか否かを監視して、返信が検知されないときはステップS115に移り、返信監視の待機期間が所定の時間長を経過しているか否かのタイムアウトをチェックする。タイムアウトが発生していなければ、ステップS109に戻り、キー30からのUIDの返信監視を繰り返す。

40

【0033】

ステップS109において、キー30からの返信が検知されると、ターミナル40は次のステップS111に進み、キー30から返信されたUIDが、先に、キー30へ送信したUIDと等しいか否かを判定する。そして、キー30から返信されたUIDが適正である、即ち、通信相手先のキー30が据付検査の対象とするキーであることが確認されると、ステップS113の処理に移行する。

50

【0034】

ステップS113において、ターミナル40は、検査員がキーボードから入力した以下のデータを取り込み、これらのデータに所定の暗号化処理を施した後、これをキー30に送信する。

【0035】

- (1) ホール番号
- (2) 遊技機台番号
- (3) 検査日
- (4) 管理エリアコード
- (5) 管理者コード
- (6) 書込みハンディーターミナル番号

10

上記の各データを簡単に説明すれば、(1)はキー30が装着された遊技機10が設置されている遊技場内のホール番号を示すものであり、(2)はホール内、若しくは遊技場内における当該遊技機の台番号を表す。(3)はキー30へのデータ書込みが行われた期日、即ち据付検査の行われた日を示すものであり、(4)は当該遊技機が設置された遊技場の地域を示す管理エリアコードを示すものである。また、(5)はセキュリティ管理システムを運営する管理者の略号を示すものであり、(6)は書込みを行ったハンディーターミナルの機器認証番号を示すものである。なお、管理エリアコードや管理者コードは、前述の管理事業者によって一括して管理されるものとする。

【0036】

以上の各データは、据付検査が為される遊技機10にとって固有のものであり、かつ同遊技機が遊技場に設置された後の管理情報となるので、以後“設置後管理データ”と称するものとする。なお、ターミナル40は、暗号化された設置後管理データをキー30に送信すると共に、当該キーのUIDとリンクさせて、同データをターミナル40の内部メモリーに保存する。

20

【0037】

一方、キー30側では、ターミナル40から設置後管理データを受信すると、ステップS207において、これらのデータをICチップ内の所定メモリーエリアに記憶する。因みに、これらの設置後管理データが記憶されるメモリーエリアは、図1に示されるブロックナンバー5乃至10の領域に相当する。

30

【0038】

なお、キー30のICチップにおいて設置後管理データの書込みは、1回のみで禁止される構成となっている。かかる構成は、例えば、フューズROM(Read Only Memory)のような書込みセルの溶断によって書き込まれた情報を担保するハードウェアで実現しても良いし、或いは、ICチップ内のマイクロプロセッサによる所定のソフトウェア処理によって実現するようにしても良い。これによって、一旦、キー30に書き込まれた設置後管理データが変更されたり、新たな設置後管理データが上書きされる危険を回避できる。

【0039】

ICチップのメモリー内に所定の設置後管理データが書き込まれるとキー30における据付検査時の処理は終了する。なお、キー30は、データ書込み処理の終了をターミナル40に通知するようにしても良いし、或いは、キー30に設けられた何らかの表示手段に、処理が終了した旨を表示させるようにしても良い。

40

【0040】

一方、ターミナル40側では、ステップS113において、キー30への設置後管理データの送信、及び内部メモリーへの保存を終了させると、1つのキー30への処理を終了させる。

【0041】

なお、ステップS111においてキー30から返信されたUIDが不適正であると判定された場合、または、ステップS115で、キー30から返信がなくタイムアウトが判定された場合、ターミナル40は、ステップS117に移行する。そして、据付検査対象の

50

遊技機に装着されたキーが不適正なものである旨の警告表示を行った後、当該キーへの処理を終了させ、次の据付検査対象の遊技機キーに処理を移行させる。

【0042】

なお、ターミナル40は、据付検査の対象とされる全ての遊技機10に装着されているキー30に対して、以上に説明した設置後管理データの書込み処理を実行する。

【0043】

次に、管理事業者の所轄支店におけるハンディターミナルからデータ保存用コンピュータへの設置後管理データの転送、及び同データの保存・表示について説明する。

【0044】

上記の据付検査が終了すると、検査員は、据付検査が行われた遊技場を管轄する管理事業者の支店にハンディターミナルを持ち帰る。前述の如く、ハンディターミナルは、その内部にメモリーを有しており、据付検査時に書込まれた遊技機毎の設置後管理データが暗号化されて同メモリー内に蓄積されている。ハンディターミナルに蓄積されるデータ量は、その内蔵メモリーの容量によって左右されるが、データ処理の便宜上から、例えば、1台のハンディターミナルに蓄積可能なデータ量を遊技機3000台程度に定めるようにしても良い。なお、全ての設置後管理データは、各々のキーのUIDとリンクしてメモリー内に蓄積されていることは言うまでもない。

10

【0045】

所轄支店に持ち帰ったハンディターミナルからは、図5に示される如く、その内蔵メモリーに蓄積されたデータが同支店のデータ保存用コンピュータに転送される。

20

【0046】

図5において、通信ユニット50は、ターミナル40の内蔵メモリーに蓄積された設置後管理データを読み出して、これをデータ保存用コンピュータ70（以下、単に“コンピュータ70”と言う）に転送する通信ユニットであり、通信ケーブル60を介してコンピュータ70に接続されている。また、コンピュータ70は、例えば、デスクトップ型のパーソナルコンピュータであり、本体のCPU、キーボード、ディスプレイ、HDD等の記録媒体から成る記憶部、及び各種の通信ポートを備えている。なお、ターミナル40から転送された遊技機毎の設置後管理データは、かかる記憶部にデータベースとして保存される。

【0047】

なお、図5に示される事例では、ターミナル40とコンピュータ70とを、通信ユニット50及び通信ケーブル60を介して有線接続しているが、本発明は、かかる事例に限定されるものではなく、例えば、前述したキー30へのデータ書込み時のように、無線通信媒体を用いて両者を接続するようにしても良い。

30

【0048】

次に、ターミナル40からコンピュータ70へのデータの転送処理を、図6のフローチャートに基づいて説明する。

【0049】

コンピュータ70の電源が投入されてその動作が開始されると、まず、ステップS301において認証パスワードの取込処理がなされる。すなわち、コンピュータ70の操作者は、当該操作者、或いはコンピュータ70について予め設定された認証用のパスワードをコンピュータ70のキーボードを介して入力すると、コンピュータ70がこれを取り込む。なお、パスワードとして文字コードではなく、例えば、予め登録された操作者の指紋や血流等の個人認識情報を用いるようにしても良い。この場合、コンピュータ70は、指紋スキャナーなどの所定のセンサー機器を用いてこれらの情報を取り込むことになる。かかる処置を講ずることにより、第三者が不正にコンピュータ70を操作してコンピュータ内のデータベースにアクセスすることを防ぐことができる。

40

【0050】

ステップS301で認証パスワードが上記いずれかの形で取り込まれると、コンピュータ70は、ステップS303に移り、取り込んだパスワードのチェックを行う。ステップ

50

S 3 0 3においてパスワードが不適正であると判定された場合、コンピュータ70は、ステップS 3 1 7に移行してパスワードが不正である旨の警告処理を実行して図6の処理を終了させる。不正警告処理は、例えば、ディスプレイ上に不正アクセスが行われている旨を表示するメッセージを出力するようにしても良いし、或いは、スピーカやブザー等から不正アクセスを示す警告音を出力しても良い。

【0051】

一方、ステップS 3 0 3においてパスワードが適正であると判定された場合、コンピュータ70は、ステップS 3 0 5に進み、ターミナル40からのデータ取り込みアプリケーションプログラムの立ち上げ処理を実行する。これによって、コンピュータ70からは、通信ケーブル60及び通信ユニット50を介して、ターミナル40にデータの取込指令が送信され、これを受信したターミナル40は、そのメモリー内に蓄積されているデータの転送を準備する。

10

【0052】

なお、セキュリティシステムの完全性を期すべく、例えば、ターミナル40からデータを転送する際に、コンピュータ70からターミナル40にそのハンディターミナル番号を送信して、ターミナル40側においてもハンディターミナル番号の認証処理を行うようにしても良い。

【0053】

ステップS 3 0 5の処理が完了すると、コンピュータ70は、次のステップS 3 0 7に進み、ターミナル40に蓄積されたデータの転送を開始させる。これによって、ターミナル40の内蔵メモリーに蓄積されていた各遊技機毎の設置後管理データが、全てコンピュータ70に転送される。

20

【0054】

ステップS 3 0 7が終了すると、コンピュータ70はステップS 3 0 9において、ターミナル40から転送されたデータを、その記憶部の所定エリア内にデータベースとして格納する。すなわち、ステップS 3 0 9が終了した時点で、コンピュータ70の記憶部には、据付検査が終了した遊技機に関する設置後管理データが、各遊技機に装着されたキー30のUIDに関連づけられ保存される。このようにしてコンピュータ70の記憶部に形成されたデータベースを利用することにより、所轄支店では、その管内に設置されている遊技機の動向を容易に把握することができる。

30

【0055】

ところで、コンピュータ70のデータベース上に保存された各遊技機の設置後管理データは、前述の如く、暗号化されたままの状態である。それ故、これらのデータをそのままコンピュータ70のディスプレイ上に表示しても、操作者はその内容を理解することができない。そこで、保存データをディスプレイ上に操作者に理解可能な形で表示する解読表示処理が必要となり、これを図6のフローチャートに基づいて以下に説明する。

【0056】

ステップS 3 0 9のデータ保存処理が終了すると、コンピュータ70はステップS 3 1 1において、操作者からデータベースの表示要求が為されているか否かを判定する。かかる要求が為されていないときは、コンピュータ70はその処理を終了させる。一方、表示要求があるときは、コンピュータ70は、ステップS 3 1 3に進んで再度認証パスワードの取込み並びにチェック処理を実行する。なお、同処理については、前述のステップS 3 0 1、S 3 0 3と同様であるためその説明を省略する。

40

【0057】

ステップS 3 1 3において、パスワードが適正であると判定された場合は、コンピュータ70は、ステップS 3 1 5に進んで、データベース上に保存された設置後管理データに所定の暗号解読処理を施して、解読後のデータをそのディスプレイ上に表示する。一方、ステップS 3 1 3で、パスワードが不適正であると判定された場合は、コンピュータ70は、ステップS 3 1 7の不正警告処理を実行して図6に示される処理を終了させる。

【0058】

50

次に、遊技機の確認検査時における処理について説明を行う。なお、遊技機の確認検査とは、据付検査を経て各遊技場に据え付けられた遊技機に不正行為が加えられていないかをチェックする検査のことである。確認検査では、先ず、確認検査の対象とされる遊技機に関する据付検査時の設置管理後データを、所轄支店のデータ保存用コンピュータから当該遊技機の据付検査時に使用されたハンディーターミナルにロードする。その後、管理事業者の検査員が、このハンディーターミナルを遊技場に持参して、確認検査の対象となる遊技機のセキュリティーキーから設置後管理データを読み取り、これを据付検査時のデータと照合することにより行う。

【0059】

先ず、確認検査時の所轄支店における処理について前述の図5を参照しつつ説明を行う。確認検査を行うためには、上記の如く、検査対象とされる各遊技機に関する設置後管理データをコンピュータ70からターミナル40にロードする必要がある。それ故、ターミナル40を、通信ユニット50、及び通信ケーブル60を介してコンピュータ70に接続する。なお、以上の各機器についての説明は、既に記述しているため省略する。

【0060】

次に、コンピュータ70からターミナル40へのデータのロード処理を、図7のフローチャートに基づいて説明する。なお、図7におけるステップS401、S403、及びS411に関しては、図6のステップS301、S303、及びS317の各ステップと同様であるためその説明を省略し、図7のステップS405以下を説明する。

【0061】

すなわち、ステップS403において、パスワードが適正であると判定されると、コンピュータ70は、ステップS405に進み、データの表示及び転送のアプリケーションプログラムを立ち上げる。確認検査処理の正確を期すべく、次のステップS407で、コンピュータ70は、確認検査の対象とされる遊技機の設置後管理データを記憶部のデータベースから抽出して暗号解読を施した後、これをディスプレイ上に表示する。以上の処理が終了すると、コンピュータ70は、ステップS409に移り、そのデータベースからターミナル40へデータを転送する。なお、ターミナル40では、転送されたデータ、即ち、確認検査の対象とされる各遊技機の設置後管理データを、遊技機の各々に装着されたキー30に含まれるICチップ毎のUIDを基準にして内蔵メモリーにストアする。

【0062】

次に、遊技場における確認検査処理の様子を図8のフローチャートに基づいて説明する。なお、図8の場合もハンディーターミナル側処理のステップS501、S503、及びS519に関しては、図4のステップS101、S103、及びS119の各ステップと同様であるためその説明を省略する。

【0063】

したがって、図8に関しては、ハンディーターミナル側処理のステップS505から説明を始める。即ち、ターミナル40は、ステップS503でパスワードが適正であると判定されるとステップS505に進み、データ照合プログラムを立ち上げ、さらに、次のステップS505で、確認検査の対象とされる遊技機10のキー30に対して、そのICチップのUIDを送信する。

【0064】

セキュリティーキー側では、ステップS601でターミナル40から送信されたUIDを受信すると、次のステップS603において受信したUIDが適正であるか否かを判定する。具体的には、キー30は、受信したUIDと、ICチップ内メモリーのブロックナンバー1乃至2のエリアに出荷時に書き込まれたUIDとを比較・判定する。

【0065】

ステップS603において、受信したUIDが不適正、つまり両者が不一致であると判定された場合、キー30はそれ以降の動作を中止する。なお、この場合に、例えば、ターミナル40に、UIDが不適正である旨の通報を行うようにしても良いし、或いは、キー30に設けられた何らかの表示手段に、UIDが不適正である旨を表示させるようにして

10

20

30

40

50

も良い。一方、ステップS603において、受信したUIDが適正、つまり両者が一致したと判定された場合は次のステップS605に進み、キー30は、ICチップに書き込まれていた設置後管理データをターミナル40に返信する。

【0066】

一方、ターミナル40は、上記のステップS507でキー30へのUID送信を行った後、ステップS509に進み、キー30からデータの返信が有るか否かを監視して、返信が検知されないときはステップS515に移り、返信監視の待機期間が所定の時間長を経過しているか否かのタイムアウトをチェックする。そして、タイムアウトが発生していなければ、ステップS509に戻り、キー30からのデータの返信監視を繰り返す。

【0067】

ステップS509において、キー30からの返信が検知されると、ターミナル40は次のステップS511に進み、キー30から返信されたデータと内蔵メモリーにストアされているデータとの照合を行う。すなわち、確認検査対象とされる遊技機のICチップから直接読み込んだ設置後管理データと、所轄支店のデータベースからロードされた当該遊技機に関する設置後管理データとを照合するわけである。キーの偽造や電子回路ユニットの交換等の不正行為が為されていなければ当然に両者のデータは一致し、その遊技機は適正なものであるとの確認が為されて、当該遊技機についての確認検査を終了する。

【0068】

一方、ステップS511においてキー30から返信された設置後管理データが不適正であると判定された場合、または、ステップS515で、キー30から返信がなくタイムアウトが判定された場合、ターミナル40は、ステップS517に移行する。そして、検査対象の遊技機に装着されたキーが不適正なものである旨の警告表示を行った後、当該キーへの処理を終了させ、次の確認検査対象の遊技機キーに処理を移行させる。

【0069】

なお、ターミナル40は、確認検査の対象とされる全ての遊技機10に装着されているキー30に対して、以上に説明した設置後管理データの照合処理を実行する。

【0070】

次に、管理事業者の本店に設置された中央管理データサーバーによる、各遊技機の集中管理について図9を参照しつつ説明を行う。

【0071】

図9において、コンピュータ70は、各地の所轄支店に設置されたデータ保存用のコンピュータを表す。中央管理データサーバー90は、遊技機管理機構を担う管理事業者の本店に設置されたデータサーバーであり、各地の所轄支店のコンピュータ70に保存されているデータベースを一括して集中管理するものである。また、通信ネットワーク80は、例えば、NTTやその他の通信事業者が運営管理する専用回線等の通信ネットワークである。各所轄支店のコンピュータ70は、通信ネットワーク80を介して本店の中央管理データサーバー90に接続されている。

【0072】

各支店のコンピュータ70と本店の中央管理データサーバー90との間において、予め所定の認証コードを定めておき双方が相互認証を行いつつ、各支店のコンピュータ70のデータベースに格納された各遊技機の設置後管理データを本店の中央管理データサーバー90に転送する。これによって、全国各地の遊技場に設置された遊技機の動向を本店の中央管理データサーバー90により、一括して集中管理することが可能となる。

【0073】

なお、図9に示される支店や本店の数は、説明の便宜上のものであり、本発明の実施がかかる事例に限定されるものでないことは言うまでもない。

【0074】

以上に説明したように、本発明による遊技機のセキュリティー管理システムによれば、遊技場における遊技機の据付検査及び確認検査の方式を統一することが可能となり、全国各地の遊技場に設置された遊技機を中央で集中管理することができる。また、各地の支店

10

20

30

40

50

間における遊技機の移動も容易に把握することが可能となり、遊技機に対する不正行為の発見も容易となる。

【図面の簡単な説明】

【0075】

【図1】図1は、セキュリティーキーのICチップへ書き込まれるデータの構成を示す説明図である。

【図2】図2は、セキュリティーキーの概略構造、及び同キーが遊技機に装着された場合の状態を示す構造図である。

【図3】図3は、ハンディターミナルと遊技機に装着されたセキュリティーキーとの間におけるデータ授受の概念を示す説明図である。

【図4】図4は、ハンディターミナルからセキュリティーキーへのデータの書込みの手順を示すフローチャートである。

【図5】図5は、ハンディターミナルとデータ保存用コンピュータとの間におけるデータ授受の概念を示す説明図である。

【図6】図6は、ハンディターミナルからデータ保存用コンピュータへのデータの転送を示すフローチャートである。

【図7】図7は、データ保存用コンピュータからハンディターミナルへのデータの転送を示すフローチャートである。

【図8】図8は、ハンディターミナルとセキュリティーキーとの間におけるデータの照合手順を示すフローチャートである。

【図9】図9は、複数のデータ保存用コンピュータと中央管理データサーバからなる管理システムの構成図である。

【符号の説明】

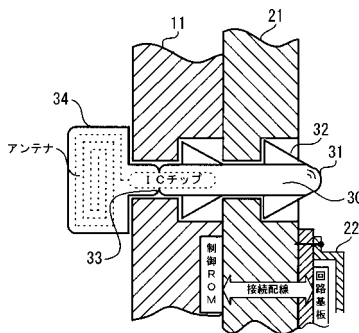
【0076】

10	遊技機	
11	遊技機フレーム	
20	電子回路ユニット	
21	電子回路ユニット基台	
22	電子回路基板ケース	
30	セキュリティーキー（セキュリティーキー基体）	30
31	軸部	
32	係止片	
33	切断部	
34	操作ツマミ部	
40	ハンディターミナル	
50	通信ユニット	
60	通信ケーブル	
70	データ保存用コンピュータ	
80	通信ネットワーク	
90	中央管理データサーバ	40

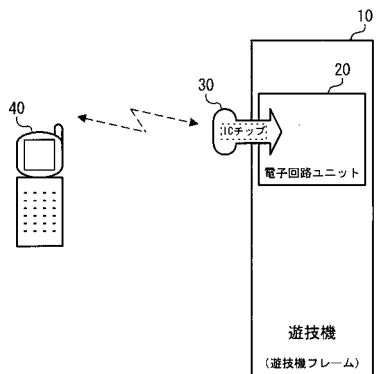
【 図 1 】

ブロックNo.	I Cチップメモリー内のデータ構成			
	Byte0	Byte1	Byte2	Byte3
No. 1	UID0	UID1	UID2	UID3
No. 2	UID4	UID5	UID6	UID7
No. 3	内部使用	EAS	AFI	DSFID
No. 4	遊技機製造メーカーコード			
No. 5	ホール番号			
No. 6	遊技機台番号			
No. 7	検査日			
No. 8	管理エリアコード			
No. 9	管理者コード			
No. 10	書込みハンディターミナル番号			

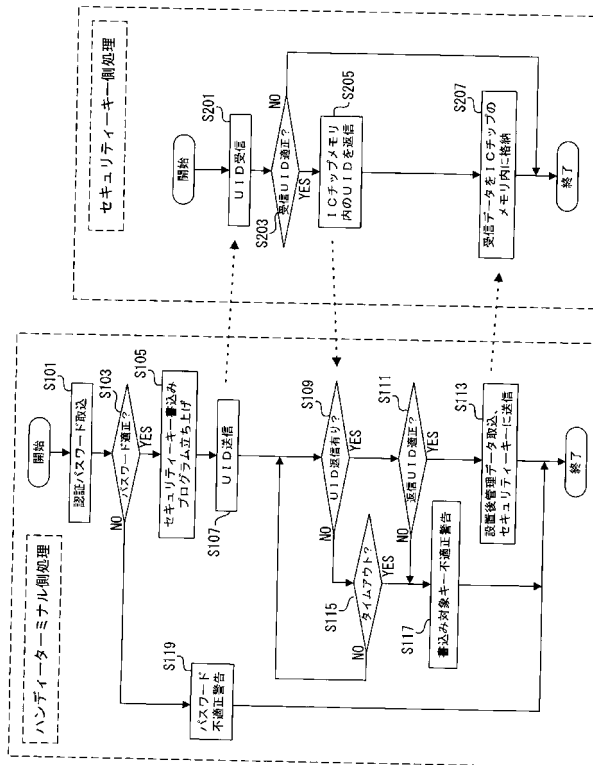
【 図 2 】



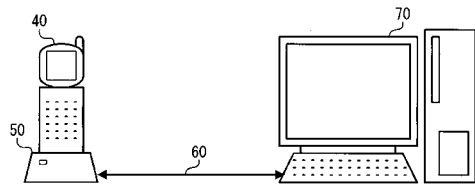
【 図 3 】



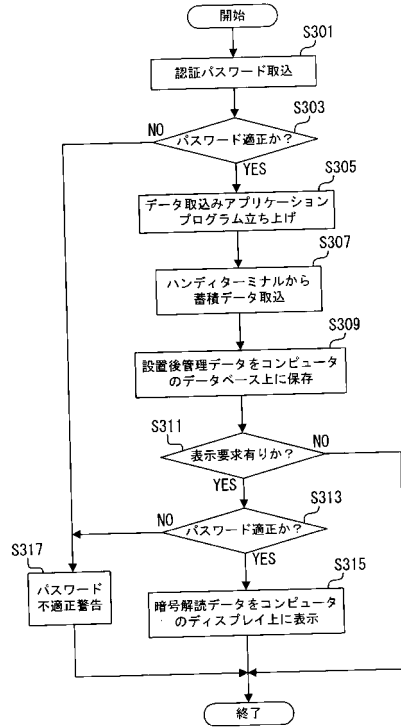
【 図 4 】



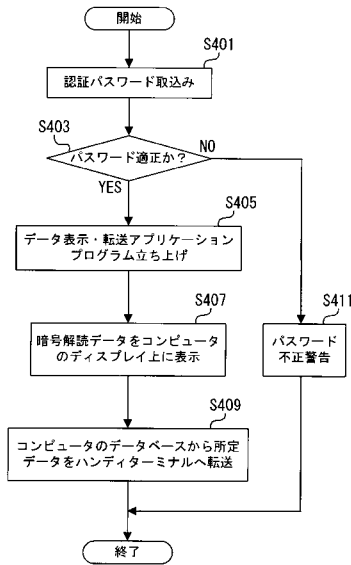
【 図 5 】



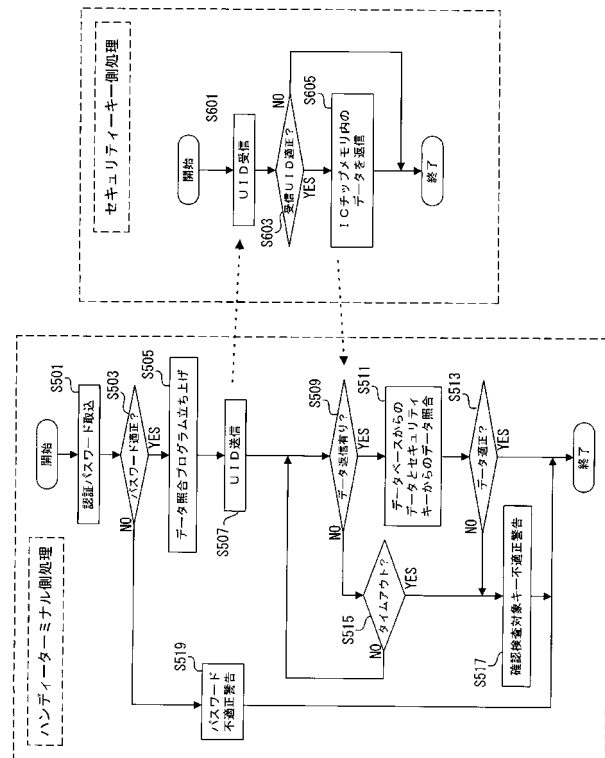
【 図 6 】



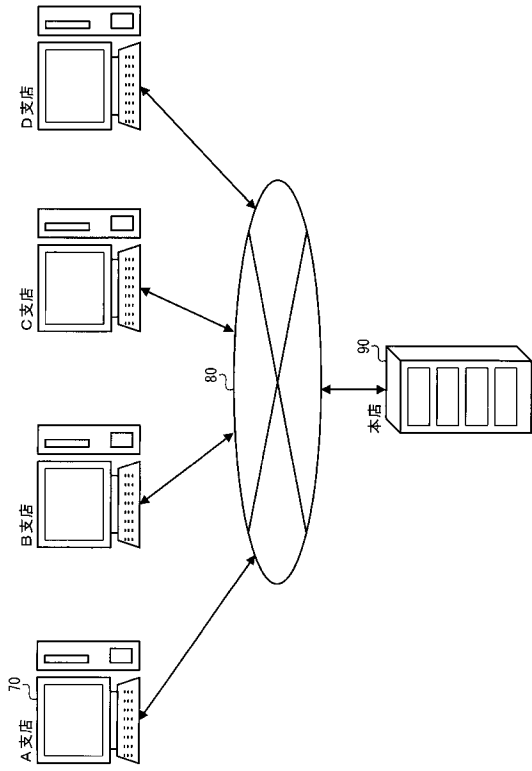
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

(51) Int.Cl.⁷

F I

テーマコード(参考)

G 0 6 K 19/00

R